

# 令和7年度高槻市帯状疱疹予防接種業務仕様書

予防接種法に基づく帯状疱疹予防接種業務の委託にあたり、国の定める定期接種実施要領及び下記の仕様に基づき業務を実施するものとする。

## 記

### 1 委託業務名

令和7年度高槻市帯状疱疹予防接種業務

### 2 委託期間

令和7年4月1日 から 令和8年3月31日 まで

### 3 対象者

高槻市民であり、次のいずれかに該当する者

- (1) 接種日の属する年度に65歳・70歳・75歳・80歳・85歳・90歳・95歳・100歳になる者及び100歳以上の者
- (2) 接種日時時点で満60歳以上65歳未満である者であって、ヒト免疫不全ウイルスによる免疫の機能障がい程度が障がい者手帳1級に相当する者

### 4 予診方法

- (1) 高槻市が交付する接種券により接種対象者であるかの確認を行う。
- (2) 予診票により、予防接種に必要な事項について理解を得ているかの確認を行う。
- (3) 接種を受ける努力義務がないことを踏まえ、対象者が自らの意思で接種を希望していることを確認する。
- (4) 過去に帯状疱疹の予防接種を受けたかの確認を行う。
- (5) 委託医療機関での体温測定を行う。
- (6) 予診票の記入について下記のとおりとする。

- ① 予診票は本市指定の予診票を使用し、他の予診票は使用しない。
- ② 全ての項目が記入されているかを確認し、必要所見がある場合は予診票に所見を記入する。
- ③ 1回目の乾燥組換え帯状疱疹ワクチン予防接種を受けており、今回が2回目接種である場合、その旨を予診票の余白部分に記載すること。
- ④ 医師判定の可・否の判断として、医師記入欄内の接種可否の項目に○印をつけ、署名（または記名押印）を行う。
- ⑤ 予診票を市へ提出することについて、接種前に本の同意を得た上で、帯状疱疹予防接種希望書欄に本人の署名をもらう。被接種者が自署できない場合は、代筆者が被接種者及び代筆者自署欄に署名し、被接種者との続柄を記載してもらう。
- ⑥ ワクチンのロット番号を記入またはロットシールを貼付する。
- ⑦ 実施場所（医療機関名）・医師名・医療機関コード・接種年月日欄を明確に記入する。なお、接種の可否にかかわらず、記入を行う。
- ⑧ 接種対象者から接種券を回収し、予診票に添付する。
- ⑨ 満60歳以上65歳未満の対象者に接種を行う場合は、障がいの内容や等級が条件に該当するか確認の上、確認した書類等の写しを予診票に添付する。身体障がい者手帳の場合は氏名・住所・生年月日・障がいの名称・等級が記載されている部分の写し（対象部位と等級がわかる箇所）を予診票に添付する。
- ⑩ 予診票はボールペンで記入する。（鉛筆や消せるボールペンは使用不可）

- (7) 予診の一環として予診票の確認と同時に、問診・聴診・視診を行う。
- (8) 接種不適当者及び接種要注意者は、予診を行うことにより把握する。
- (9) 対象者に対し、接種後の通常起こりうる反応及びまれに生じる重い副反応並びに予防接種健康被害救済制度について十分に説明を行う。
- (10) 接種後30分間は体調の変化（特にアナフィラキシー）に注意するよう指導する。

## 5 ワクチン

(1) 使用するワクチンは次の①②のいずれかとする。

- ①乾燥弱毒生水痘ワクチン「ビケン®」
- ②乾燥組換え帯状疱疹ワクチン「シングリックス®」

(2) 接種費用（自己負担額）

ワクチンの種類に応じて、被接種者から下記のとおり自己負担金を徴収する。

- ①乾燥弱毒生水痘ワクチン「ビケン®」：4,500円
- ②乾燥組換え帯状疱疹ワクチン「シングリックス®」：11,000円/回

ただし、接種費用無料証明処理された接種券持参者及び予診結果が接種不可の者からは徴収は行わない。

## 6 接種方法

(1) 予防接種時間又は場所を一般外来とは分けて実施する。

(2) 接種方法

ワクチンは有効期限内であることを確認の上、乾燥弱毒生水痘ワクチンを用いる場合は、0.5mlを1回皮下に注射する。乾燥組換え帯状疱疹ワクチンを用いる場合は、1回0.5mlを2か月以上の間隔を置いて2回筋肉内に注射する。1回目の接種から6か月以内に2回目接種を完了することが望ましい。ただし、疾病又は治療により免疫不全である者、免疫機能が低下した者又は免疫機能が低下する可能性がある者等については、医師が早期の接種が必要と判断した場合、1回0.5mlを1か月以上の間隔を置いて2回筋肉内に注射する。

(3) 予防接種済証

接種後、予診票下部の高槻市帯状疱疹予防接種済証に被接種者の住所、氏名、生年月日、接種年月日、ロット番号（Lot No.）、医療機関名を記入の上、切り取って被接種者に渡すこと。

## 7 接種時の注意点

(1) 下記の接種不適合者（予防接種を受けることが適当でない者）への接種は行わない。

- ① 接種前に発熱を呈している者
- ② 重篤な急性疾患にかかっている者
- ③ 接種を希望するワクチンの成分によってアナフィラキシーを呈したことが明らかな者
- ④ その他、不適当な状態と判断した者

**「ビケン®」を接種する場合は、次の⑤⑥に当てはまる者も接種不可。**

- ⑤ 病気や治療によって、免疫が低下している者
- ⑥ 生ワクチンを接種した日の翌日から27日以上の間隔があいていない者

(2) 下記の接種要注意者への接種には注意すること。

- ① 心臓血管系疾患、腎臓疾患、肝臓疾患、血液疾患等の基礎疾患を有する者
- ② 予防接種を受けて2日以内に発熱や全身性の発疹などのアレルギー症状があった者
- ③ けいれんを起こしたことがある者
- ④ 免疫不全と診断されている者及び近親者に先天性免疫不全症の者がいる者
- ⑤ 接種を希望するワクチンの成分に対してアレルギーを起こすおそれのある者

**「ビケン®」を接種する場合は、次の⑥⑦に当てはまる者にも注意すること。**

- ⑥ 輸血やガンマグロブリンの注射を受けた者で治療後3か月以上経っていない者
- ⑦ 大量ガンマグロブリン療法を受けた者で治療後6か月以上経っていない者

**「シングリックス®」を接種する場合は、次の⑧に当てはまる者にも注意すること。**

- ⑧ 血小板減少症や凝固障害を有する者及び抗凝固療法を実施している者（筋肉内に接種をするため）

## 8 予防接種依頼書

他市区町村民が予防接種を希望する場合、その接種希望者の住民票所在地の市区町村が発行する予防接種依頼書の提出を求めること。

接種後、依頼書及び予診票は医療機関で保管し、高槻市保健所への提出は不要とする。

9 ポスター掲示

市が配布するポスターを掲示すること。

10 実施報告等

(1) 予防接種実施報告書に接種人数を記入し、各項目の点検を行う。

(2) 予診票は1か月分を取りまとめ、予防接種実施報告書を添えて契約書記載の提出期限までに高槻市保健所に提出すること。ただし、高槻市医師会加入の医療機関については、翌月10日までに高槻市医師会事務局に提出すること。

11 予防接種に関する間違いについて

予防接種の際に、万が一、誤った用法用量でワクチンを接種した、有効期限の切れたワクチンを接種したなどの重大な健康被害につながるおそれのある事故が発生した場合、速やかに市へ報告すること。市から大阪府を経由して、厚生労働省へと報告する。

12 予防接種後副反応報告

予防接種後の副反応による健康被害と思われる者を診察した場合は、被接種者又は保護者の同意を得て速やかに独立行政法人医薬品医療機器総合機構の電子報告システム「報告受付サイト」にて報告を行うこと。(URL：<https://www.pmda.go.jp/safety/reports/hcp/0002.html>)

また、高槻市保健所にも同様の報告をすること。電子報告が困難な場合においては、「予防接種後副反応疑い報告書」(別紙様式1)をもって独立行政法人医薬品医療機器総合機構にFAXで報告すること。

独立行政法人 医薬品医療機器総合機構：FAX番号(0120-176-146)